

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることがないように、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

公表日

令和5年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、保険料の賦課・徴収、減免、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。
③システムの名称	介護保険システム、行政基本情報システム、総合収納管理システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバー、滞納管理システム(THINK TAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険・行政基本情報・総合収納情報システムに係るデータベース一式、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第68の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。) 第93、94の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。) (情報提供の根拠) ③別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法に規定するその他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれている項 ④主務省令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 所在地:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 高齢介護課 所在地:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線:1131~1146)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	①部署	福祉部 介護保険課 保険料係	福祉部 高齢介護課 保険料係		
平成29年4月1日	②所属長	課長 高瀬 英一	課長 石松 美久		
平成29年5月8日	請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線: 1314・1315・1316)		
平成29年4月1日	連絡先	福祉部 介護保険課 保険料係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線: 1155・1156)	福祉部 高齢介護課 保険料係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線: 1135・1136)		
令和1年6月18日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第93、94、95の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第46条、第47条 (情報提供の根拠) ③別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 ④主務省令 第2条第1号、第2条第5号ハ、第3条第1号、第3条第5号ハ、第6条第1号、第6条第4号ロ、第19条第1号ヨ、第25条第3号ハ、第30条第8号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第44条第1号ヨ	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第93、94の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第46条、第47条 (情報提供の根拠) ③別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108の項 ④主務省令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり		
令和2年7月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第93、94の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第46条、第47条 (情報提供の根拠) ③別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108の項 ④主務省令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第93、94の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第46条、第47条 (情報提供の根拠) ③別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法に規定するその他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれている項 ④主務省令		
令和3年2月6日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし		
令和4年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、行政基本情報システム、総合収納管理システム、中間サーバー	介護保険システム、行政基本情報システム、総合収納管理システム、中間サーバー、MICJET 番号連携サーバー		
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年6月1日	令和4年8月1日		
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年6月1日	令和4年8月1日		
令和4年8月1日	IV リスク対策 8. 監査	[<input type="checkbox"/>]自己点検 [<input type="checkbox"/>]内部監査 [<input type="checkbox"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]自己点検 [<input type="checkbox"/>]内部監査 [<input type="checkbox"/>]外部監査		
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年8月1日	令和5年2月1日		
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年8月1日	令和5年2月1日		
令和5年2月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	○	空欄		
令和5年2月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	空欄	十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書		
令和5年8月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、行政基本情報システム、総合収納管理システム、中間サーバー、MICJET 番号連携サーバー	介護保険システム、行政基本情報システム、総合収納管理システム、中間サーバー、MICJET 番号連携サーバー、滞納管理システム(THINK TAX)		